

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 1 3 回議事録

令和 4 年（ 2 0 2 2 年 ） 8 月 2 9 日開催

第 5 1 3 回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和 4 年（ 2 0 2 2 年） 8 月 2 9 日（月） 午前 1 0 時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 3 階 たい樹

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 藤森隆美 西川幸一 平山泉 八塚夏樹
佐小田眞智子

（欠席委員） 木山義人 浜口多美雄 小森田智大

（水産振興課）課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志

（事務局）事務局長 宮本政秀 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭
技師 直江留美

議 事

（ 1 ）議題

議 題

第 1 号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第 2 号議案

熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限について（指示）

第 3 号議案

令和 5 年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針（照会）

第 4 号議案

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案
議題（協議）

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第 5 1 3 回熊本有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、1 0 名中 7 名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第 5 条第 1 項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

事務局

次に、資料の確認をさせていただきます。

「第 5 1 3 回熊本有明海区漁業調整委員会次第」という資料と「漁業関係法令集」という冊子を各 1 部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。
それでは、橋本会長お願いします。

議長

はい、皆さんこんにちは。

それでは、ただ今から第513回熊本有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は吉本委員と八塚委員にお願いいたします。

また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料4ページ、5ページに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付している資料を用いて説明させていただきます。各資料の右下に番号を付記しております。説明する資料をこちらの番号でお示し致します。なお、同じ資料をスクリーンにも映し出しておりますので、適宜ご覧ください。

まず、資料1枚目の下段の2番になります。新たに漁業を営みたい

と要望のあった漁業、以下新規の許可と言いますが、新規の許可の要望があった漁業は、くちぞこ刺し網漁業及びその他のかご漁業です。

最初にくちぞこ刺し網漁業についてご説明します。資料は、1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、図のような漁具を潮流と平行に海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。地域によって漁業時期は異なりますが、今回の公示分では周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、資料4番の緑色と青色に着色している有共第15号及び同第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次にその他のかご漁業です。法令集の上から2枚目の上段の5番に漁法を、下段の6番に操業区域や隻数を示しています。図のようなかごを海底に設置しまして、海域によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、めばる、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、6番の参考図で緑色及び青色に着色している有共第15号及び同第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料5ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。法令集のその他のかご漁業の資料の裏面をご覧ください。許可の申請期間は、令和4年（2022年）9月12日から令和4年（2022年）9月21日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なしの声

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第 1 号議案については、特に意見なしと答申します。

次に、議題の第 2 号議案「熊本県有明海区におけるハマグリ の採捕制限について」事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

資料は 6 ページからとなります。7 ページ以降をご覧ください。

熊本県漁連第一部会部会長、第二部会部会長よりハマグリ の採捕制限に関する委員会指示の継続について、要望書が提出されております。

要望の内容は、熊本県有明海区におけるハマグリ資源の保護培養を図るため、海区全体で資源管理に取り組む必要があるということ。また、漁業者のみならず、一般の方々を含めた取組みが重要という観点で、熊本県有明海区において現在発動しております、殻幅 17 ミリメートル未満のハマグリ の採捕を禁止する委員会指示第 44 号について、指示の継続を要望されているものです。

ここで、ハマグリについて、スライドを用いて説明させていただきます。スライドと同じ資料を漁業関係法令集に添付しておりますので、適宜ご覧ください。

まず、スライドの 2 ページ目、1 のハマグリの種類ですが、日本には、在来種としてハマグリとチョウセンハマグリが分布しています。また、日本国内には、外来種であるシナハマグリが移入しています。

熊本県内には、下の写真左のハマグリが生息しております。

次にスライドの 3 ページ目、2 のハマグリの採捕禁止サイズについてですが、現在、熊本県漁業調整規則において、殻長 30 ミリメートル以下のハマグリ の採捕が禁止されていますが、より厳しい資源保護が必要であったことから、平成 25 年から本委員会指示をかけているところです。

なお、委員会指示をかけるに当たり、漁場では、ゆり目と呼ばれるふるいを用いて殻幅、殻の厚みで選別することから、委員会指示では、殻長でなく、殻幅 17 ミリメートル未満を採捕禁止としています。

次にスライドの 4 ページ目、3 熊本県内のハマグリ の漁場についてですが、県内主要産地は、有明海では、菊池川河口域、白川河口域及び緑川河口域ですが、緑川河口域が最大の産地となっています。

次にスライドの５ページ目、４熊本県内のハマグリ漁獲量についてですが、昭和４９年には、５，８５５トン漁獲しておりましたが、その後急激に減少し、近年は、数十トン単位で推移しています。

なお、令和３年の緑川河口域における漁獲量は、８３トンで、例年と比較して多かったものの、引き続き、積極的な資源管理を行っていくことが必要であります。

このため、産卵母貝の保護として、各漁協においては、ハマグリ保護区設定などの取り組みが行われております。

委員会指示についても、産卵に加入するハマグリ保護のため、引き続き、指示を継続する必要があると考えております。

ハマグリ採捕制限についての事務局からの説明は以上です。

御審議よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

ありませんか。

議長

ないようですので、第２号議案「熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限について」は、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

それでは、資料９ページをご覧ください。委員会指示（案）を読み上げさせていただきます。

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第〇〇号、ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。令和〇年（ 〇 〇 〇 年 ） 〇 月 〇 日 これは県公報登載日になります。熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

1 指示の内容、熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅17ミリメートル未満のハマグリを採捕してはならない。

2 指示の有効期間 令和4年（2022年）9月1日から令和6年（2024年）8月31日まで、となります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今、事務局から委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

議長

何かございませんか。

議長

ないようですので、第2号議案熊本県有明海区におけるハマグリ の採捕制限について」は、事務局の案のとおり委員会指示を発出いたします。

続きまして、第3号議案「令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第3号議案「令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、皆様のご意見を伺いたく、照会させていただいております。それでは座って説明させていただきます。

資料12ページをご覧ください。うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、県内のうなぎ養殖用及び県内河川等への放流用に供するもの に限りシラスウナギの採捕を許可し、ウナギ資源の健全な活用と資源の維持を期すると共に、ウナギ種苗の採捕秩序の確立を図ることを目的としています。毎年内容の見直しを行った上で制定しています。今回は令和5年12月から令和6年4月の令和5年産のうなぎ種苗採捕に係る取扱方針についてご意見を伺うものです。

取扱方針で定められている主な内容は、（1）漁具漁法の指定、（2）許可取得者、採捕従事者、指定集荷人の責務、（3）許可、採捕従事者、指定集荷人の対象者、（4）採捕の区域、（5）採捕数量、漁具数、たも抄いの採捕従事者数等の制限、（6）許可の条件、（7）不許可及び許可取消しの要件、（8）許可期間及び採捕の期間、（9）採捕実績の報告義務、となります。

今回の方針では、基本的な許可の仕組みについては従来の方針から変更を加えていませんが、大きく分けて4つの修正を行っています。

修正の詳細は後ほどご説明いたします。

取扱方針の内容に入る前に、うなぎをめぐる状況について、水産庁資料を用いてご説明します。資料は13ページをご覧ください。まず、上の図をご覧ください。ウナギは河川で成長し、成熟すると海に下り、海で産卵、孵化し、シラスウナギとなって河川に戻ってきます。ウナギの減少要因としては、海洋環境の変動、親ウナギやシラスウナギの過剰な漁獲、生息環境の悪化などが指摘されておりますが、各要因がどのように影響しているかはわかっておりません。

減少要因がはっきりと分かりませんが、さらなる資源の減少を避けるために、資源管理や生息環境の改善対策を実施しております。

下の図をご覧ください。シラスウナギの来遊状況についてですが、図を見ますと、年々減少していることがわかります。特に近年は少ない採捕数量で推移しています。

続いて資料14ページをご覧ください。ウナギが絶滅危惧種に指定されたことを受け、ウナギ養殖業は国の許可がなければ営むことができない指定養殖業となっています。本県では13業者が国の許可を受けて営んでいます。このうち、シラスウナギを使用して養殖することができる許可を保有している者が8業者います。これらの業者が自らの養殖に使用するシラスウナギを採捕する場合又は熊本県養鰻漁業協同組合がこれらの業者へ種苗を供給する場合に、種苗の採捕を許可しています。また、内水面漁協が漁業権漁場内に放流する目的で採捕する場合にも、同様に許可しています。

次に本県におけるウナギ種苗の特別採捕許可の仕組みについて、ご説明させていただきます。資料15ページをご覧ください。許可を受けた許可取得者が必要な量を採捕従事者を使って集めることとなります。さらに、シラスウナギの違法な流通をなくすため、本県では採捕従事者が採捕したシラスウナギは指定集荷人を通じて許可取得者の下へ全て集められる仕組みとなっています。

資料の16ページをご覧ください。本県で使用されている漁具図を載せています。固定式の網具又は手持ちの網を使用して採捕されており、漁具漁法及び採捕区域ごとに許可しています。固定式の網具は内水面と海面で呼び名が変わり、内水面で使用されるものを提灯たぶ、海面で使用されるものをちょうちん網と呼んでいますが、基本構造はどちらも同じです。手持ちの網での採捕については、内水面、海面ともにたも抄いと呼んでいます。また、採捕従事者には下の図のとおり指定の帽子を着用することを義務づけております。

令和５年産の取扱方針案は資料１７ページ以降となりますが、ここでは修正箇所及び修正の内容がわかるよう、資料２７ページ以降の新旧対照表を使用してご説明いたします。

新旧対照表では左端に令和５年産の新たな取扱方針の案、中央に令和４年産の旧取扱方針、右端に改正理由を記載しています。軽微な修正部分につきましては説明を省略させていただきます。まずは漁具数の制限に係る変更についてご説明させていただきます。

新旧対照表の２９ページをご覧ください。第１５条の提灯たぶ及びちょうちん網の統数を制限する規定について、従来、ただし書きによって前年産の許可実績統数を上限に許可する仕組みとなっていました。

今回の改正を説明するに当たり、まずは資料の３５ページをご覧ください。こちらは提灯たぶの概略図と主な漁獲物を示しており、図の中央部にごみ取りネットが設置されております。このごみ取りを設置することで、うなぎを捕獲する魚捕部（いおとりぶ）と呼ばれる部分にはうなぎの稚魚と、混獲物としては入ったとしてもヨコエビ類等が入り、アユ稚魚等の混獲は避けることができます。資料の２９ページに戻ってください。改正理由にも記載しておりますが、令和３年、４年の調査によってアユ稚魚等の混獲がほぼないことを確認できましたが、調査以前の令和２年産から、他魚種への影響の懸念から菊池川での許可統数を段階的に減らしていました。その結果、操業１回のシラスの採捕数量が減少し、池入れが可能となる一定量を確保するまでに長期間一時保管する必要が生じ、池入れ前までにシラスがへい死し、採捕したシラスの無駄が生じるようになったため、養殖業者から許可統数を元に戻してほしいとの要望がありました。そこで、統数の在り方を検討するため、提灯たぶの河川資源への影響を調べるとともに、漁業権者の意見を聴取するなど検討したところ、資料は次のページになりますが、として、先ほど図でご説明しました網に混獲防止の措置が取られており、漁獲調査ではアユ等他魚種の混獲が確認されず、河川資源への影響は認められなかったこと、にありますように当該河川の漁協の了解が得られたこと、として養殖業者毎に採捕上限となる採捕許可量が定められているため、シラスの乱獲には繋がることないことから、許可統数の見直しを行うこととしました。

次の修正箇所は同じページの第１６条のたも抄いの採捕従事者数を制限する規定です。こちらも従来、ただし書きによって前年産の許可実績人数を上限に許可する仕組みとなっていました。しかし、令和２

年7月豪雨があり、養鰻組合から申請されている芦北地区のたも抄いの採捕従事者が被災したため、芦北地区でのたも抄いの許可申請を断念せざるを得ない状況が発生しました。豪雨被災により許可申請のできなかった採捕従事者を復帰させるための限定的な措置として、昨年に限り、前年許可実績を上限とする規定を2年前まで遡ることができるよう修正しておりましたので、これまで通り前年産の許可実績人数まで、という規定に戻しました。

資料の33ページをご覧ください。3つ目の修正箇所は第23条の許可及び採捕の対象期間についてです。内水面における採捕の対象期間を、昨年は12月22日から3月31日の連続した100日間としております。今年も採捕期間は100日間と変わりませんが、採捕に適した潮に合わせるため、2日間早める微調整を行うこととしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員

帽子の件について去年も要望したのだけれど、去年は準備期間が短かったこともあって準備が間に合わなかったと思いますが、シラスウナギを採捕しているときに帽子を被っていても耳が寒い時があるから、耳当てが付いている帽子の購入をお願いします。

水産振興課

検討させていただきます。

藤森委員
議長

よろしくお願いします。
他にありませんか。

議長

他にないようですので、第3号議案「令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは異議がない旨、回答します。
続きまして、第4号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合

事務局

会九州ブロック会議の提案議題」について、事務局から説明をお願いします。

事務局でございます。

資料は、36ページ以降になります。

はじめに、令和4年度に全国海区漁業調整委員会連合会が行った要望結果について御説明いたします。

要望は、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに構成する全国の海区漁業調整委員会から提案された要望を、全国海区漁業調整委員会連合会が集約して1つの要望書としてとりまとめ、毎年5月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会に諮り、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対して要望活動を行います。

今年度の要望内容は、昨年度開催しました第505回の本委員会で御審議いただき承認された提案議題を本県の要望として全漁調連へ提案し、全漁調連が取りまとめたものになります。資料37ページから42ページに昨年度、本県ら要望した提案議題4項目を示しています。

資料43ページをご覧ください。

今年度の要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国海区漁業調整委員会連合会の総会については、6月に書面決議により行われましたが、関係省庁への要望活動は、7月22日に3年ぶりに対面での実施となり、熊本県連合海区漁業調整委員会江口会長に御出席いただきました。

令和4年(2022年)8月3日付け4全漁調連第13号により全国海区漁業調整委員会連合会会長 鈴木精から、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果が送付されました。

資料44ページから74ページに全漁調連の要望とそれに対する関係省庁からの回答を取りまとめた資料になります。

資料の左の欄に要望した項目を示し、右の欄に関係省庁からの回答を得ております。

順に要望の内容及び回答についてご説明します。

まず、資料37ページの本県が要望した「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」の背景についてご説明します。

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

令和２年１２月に改正された新たな漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。

ついては、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

この要望に対する回答は、資料４４ページの 海区漁業調整委員会制度についての項目２により、水産庁から、漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政状況の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努める。との回答を得ております。

次に、本県が要望した資料３８ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」の背景についてご説明いたします。

大中型まき網漁業について、概要をご説明します。法令集の青色の付箋のページをご覧ください。大中型まき網漁業は、１そう又は２そうの漁船で操業します。魚群を包み込むように漁具を設置し、あじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲します。次のページをご覧ください。大中型まき網漁業の操業区域は、全国を８つの海区に分けられており、農林水産大臣が許可をしている漁業になります。次のページをご覧ください。近年、大中型まき網漁業は、全国の海面漁業の漁獲量の約３０パーセントを占めています。特に、まいわしやかつおといった魚種については、６０パーセント以上を大中型まき網漁業が漁獲しています。水産物を供給する上で重要な役割を担っている大中型まき網漁業ですが、漁獲量が非常に多く、第１号議案でお諮りした知事許可漁業のような沿岸漁業とのトラブルが発生することから、大中型まき網漁業には、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。資料３９ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図になります。赤い線が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になりますが、苓北町地先や天草市牛深町市先には、禁止区域が設定されておられません。また、昭和６０年頃から大中型まき網漁業による、沿岸寄りでの操業が増えてきました。これに対し、天草の西海地区の漁協連絡協議会からは、大中型まき網漁業の操業禁止

区域を拡大してほしいという要望が出されました。

鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合と本県西海地区漁協連絡協議会の間で熱心な話し合いが重ねられ、最終的に平成１８年に両者で黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定を結んでおります。今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではありますが、沿岸漁業の振興と漁業法の改正に伴い、厳しさを増した水産資源の維持と管理及び資源の涵養を図るためこの要望を提案しているところです。

この要望に対する回答は、資料５１ページの「沿岸資源の適正な利用についての項目１の」とにより、水産庁から、「適正な資源管理は、その資源を利用する漁業が資源管理措置を講ずることが重要であり、そのためには関係者の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図ることが重要である。水産庁は今後も漁業調整問題について、必要に応じて立会い、双方による協議が十分行われるよう対応する。との回答を得ております。

次に、本県が要望した資料４０ページの「東シナ海における漁船の安全操業確保について」ご説明します。資料４１ページをご覧ください。要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してあるのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業が操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大しているところです。実際に中国の船舶から追いかけられ、怖くて操業できないという情報も寄せられております。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、水産振興課でも外国公船の航行等の国の情報を受け、漁業者向けに情報を発信しているところです。

この要望に対する回答は、資料６３ページの「外国漁船問題等に

についての項目3の により、水産庁から、「中国の船舶が、我が国の領域に侵入し、日本漁船に接近しようとする場合、海上保安庁巡視船が安全確保を行う。今後も関係省庁と連携し、日本漁船の安全確保に努める。また、外国漁船や外国公船の情報については、漁業取締に関わる情報で、直接日本漁船や関係機関に提供することはできない。一方で、漁業者の安全確保は重要であることから可能な対応について検討したい。との回答を得ております。

海上保安庁からは、尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して、万全の領海警備体制により漁船の安全を確保している。また、関係機関と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国漁船の情報を提供することにより、漁業者の安全確保を行う。との回答を得ております。

最後に、本県が要望した資料42ページの「ミニボートによる危険行為の防止について」ご説明します。近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加しています。

ミニボートとは長さ3m未満、エンジン出力2馬力以下の小型のボートになります。ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、ミニボートを牽引してきた乗用車を漁港用地等に無断で駐車するなど、マナーの悪い利用者も多く見受けられるとのことです。

また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多くみられています。

なお、令和元年は、全国で36件の事故が発生しております。

さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、整備不良による漂流等の海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えています。

こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるための要望です。

この要望に対する回答は、資料67ページの 海洋性レジャーとの調整等についての項目3の のミニボートの危険行為の防止により、水産庁から、船舶の安全については担当省である国土交通省に伝える。水産庁としては、関係省庁と連携し、安全教育の重要性や夜間

航行の規制の検討の必要性について説明している。また、ホームページを活用し、ミニボートが守るべきルールやマナー等について広報活動を行っている。

海事局としては、ミニボートの普及に伴い、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。国土交通省は、安全対策に関するマニュアルを作成し、業界全体を通じて広く周知を行っている。今後も安全情報を提供できるよう、官民連携して取り組みたい。との回答を得ております。

以上が、令和４年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果になります。

今年度の要望結果を踏まえまして、令和５年度の要望活動に向けた提案議題である要望について御審議していただきたく存じます。事務局案としまして、昨年度まで要望してきた４項目については、外国漁船への対応等については、継続して対応を求めていく必要があること、大中型まき網やミニボートに関する要望においては、関係省庁から一定の回答はあるものの、具体的な対策を講じる等の対応には至っていないことから、４項目を引き続き要望していく形を提案させていただきます。

なお、突発的な議題提案や内容の変更等が生じた場合は、熊本県連合海区会長に一任いただくことで了解いただくことと併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

ないようですので、第４号議案「令和４年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」については、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

意見なし

議長

なければ、これで第513回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会
します。